

〔研究論文〕

1920年代の中国ナショナリズムに向き合う日本とアメリカ ——両国の対華文化事業の比較から

藤田 賀久

〔Article〕

Cultural Policies in the Face of Chinese Nationalism: Japan and the United States in the 1920's

Norihisa FUJITA

Abstract

Japan and the United States launched new cultural and educational policies toward China in the 1920's. In spite of her desire to establish better mutual understanding with China based on a notion of "Same culture, same race," Japan's cultural work were criticized by Chinese as "cultural invasion." But the United States, which started cultural project almost at the same time, succeeded in promoting cultural and educational cooperation with China. This paper tries to explore reasons of Japan's failure and American success by closely examining political and cultural thoughts and visions held by both nationals.

はじめに

近年、パブリック・ディプロマシー(広報文化外交)の議論が高まっている¹。これは、一国の政府が文化事業や教育交流を通じて自国の考え方や理想、制度や文化を他国に理解させることで、外交政策の遂行に有利な世論を醸成する取組みといえる²。しかし、受け手が発信国の文化事業を拒むならば、パブリック・ディプロマシーの効果は期待できない。本論で取り上げる「対支文化事業」はまさにこの例に当てはまる。

対支文化事業とは、1923年3月に外務省亜細亜局内に設けられた対支文化事務局(後に文化事業部)が担った日本初の恒常的かつ組織的な文化教育事業であった。事業は、中国人の日本留学促進や日中共同の東洋文化研究、中国内における図書館や自然科学研究所の設立運営、民間の日中交流団体への助成など広範囲に及んだ。

しかし、当時の中国では反日感情が激しく渦巻いており、対支文化事業も日本の文化的・精神的侵略として警戒された。日本は「東方文化事業」と名称を変更し、日中合同の「東方文化事業総委員会」を設立して中国側の参画を求めたが、1928年5月に済南事件が勃発すると中国側は協力を拒絶、「支那ノ国権ヲ侵害ス」として日本に破棄を求めた。こうして、本来ならば日中両国の相互理解と親

1 松村正義『新版 国際交流史——近現代日本の広報文化外交と民間交流』(地人館、2002年)1ページ。

2 Hans N. Tuch, *Communication With The World: U.S. Public Diplomacy Overseas* (St. Martin's Press, 1990), p.3.

善を目指した対支文化事業は、皮肉にも日中対立の争点へと転じたのである³。

一方で、中国は同時期に実施されていたアメリカの文化教育事業には歓迎の態度を示した。アメリカは中国と共に「中華教育文化基金董事会(The Board of Trustees of the China Foundation for the Promotion of Education and Culture)」を設立し、中国内の大学の科学教育や研究の促進、学術教育団体への助成や図書館の設立運営を進めたのであり、これに対し、北京政府の教育総長を歴任した北京師範大学学長の范源濂(1874-1927年)は、「米中関係の真の同情、友情の永続、幸福な関係を構築する足場を作った」と称賛して、日本の対支文化事業とは正反対の評価を与えた⁴。

日米の文化教育事業の制度や事業内容に関しては先行研究が詳細に論じている⁵。本論文は先行研究の成果に学びつつ、日米両国の成否を分けた理由を考えるべく、両国の中国認識や文化教育事業に込められた理念に光を当てたい。さらには、1920年代の日米両国が試みた文化教育事業を対比させることにより、パブリック・ディプロマシーや国際文化交流の在り方を考える際の教訓を剔出したい。

1. 国際的な対中国文化教育事業の創出

現代の中国には「屈辱の百年」という言葉がある。これは、西欧列強と日本による利権獲得競争の舞台を強いられたアヘン戦争から中華人民共和国建国に至る時代を指す⁶。西欧の中国進出は、文化を伴っていた。19世紀初頭より中国に到来した宣教師は、布教活動をはじめ、広く教育や医療分野にも進出し、1857年の天津条約で清国が欧米諸国に布教権を認めるとその活動を一段と加速させた。

欧米の文化教育進出史で特筆すべきは、1908年にアメリカが創設した留学制度であろう。アメリカは、清国が支払う義和団賠償金の一部を資本として留学予備学校の精華学堂を北京に設け、中国の若者にアメリカ留学の道を提供した。その目的は、中国の近代化に貢献することであり、親米派・知米派の中国人エリートを養成して米中関係の人的紐帯を拡大することにあつた。また、日清戦争以降に急増した中国人学生の日本留学に対抗する意図も見られた⁷。

義和団賠償金を資金とする文化教育事業は、1920年代に入ると日本やイギリス、ソ連、フランス、ベルギー等も実施に至る。アメリカも、1908年に続いて1924年に賠償金残額を資金とする新たな文化教育事業を開始した。以下では、1920年代初めに中国に向けられた文化教育事業が国際

3 『日本外交文書』(昭和期 I 第 1 部第 4 卷)1049 ページ。

4 Fan Yuan-Lien, "Eastern Trends in the New Sciences: The China Foundation for the Promotion of Education and Culture," *News Bulletin* (Institute of Pacific relations, University of British Columbia, December 1927), pp. 17-20.

5 先行研究として阿部洋『「対支文化事業」の研究——戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』(汲古書院、2004年)、阿部洋編『米中教育交流の軌跡——国際文化協力の歴史的教訓』(霞山会、1985年)、阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦——戦前日本の在華教育事業』(第一書房、1983年)、熊本史雄『大戦問期の対中国文化交流外交——外務省記録にみる政策決定過程』(吉川弘文館、2013年)、山根幸夫『東方文化事業の歴史——昭和前期における日中文化交流』(汲古書院、2005年)、See Heng Teow, *Japan's Cultural Policy Toward China, 1918-1931: A Comparative Perspective* (Harvard University Asia Center, 1999) など。

6 Zheng Wang, *Never Forget National Humiliation: Historical Memory in Chinese Politics and Foreign Relations* (Columbia University Press, 2010).

7 藤田賀久『「中国人の心」を巡る国際競争——近代日本の対華文化・宗教進出』(『中国 21』第 31 号、2009 年 5 月)147-172 ページ。

的な潮流となる過程を概観する。

義和団事変を終結させた北京議定書(1901年)は、合計4億5,000万両(利払い込みで8億5,000万両)の賠償金を列強11カ国に支払うことを清国に課した。この義務は辛亥革命後にも引き継がれ、財政難に苦しむ中国の多大な負担となった。

この負担を軽減する機会が第一次世界大戦中に訪れた。アメリカが無制限潜水艦攻撃を宣言したドイツと国交を断絶し、中国にも同様の行動を求めた時である。中国は、対独国交断絶の条件の一つに義和団賠償金の負担軽減を挙げ、その受諾を協商国に求めた。例えば1917年2月15日、中国は日本に対し、対独国交断絶は国内の「市場ノ動揺」や「回教徒ノ住スル地方ノ騒擾」を惹起して「既ニ困難ナル財政ハ益窮乏ヲ告クヘキ」と予想し、これらの難局に対処するために関税率の改正と義和団賠償金の支払延期を求めた⁸。日本は、中国が宣戦布告に至るならば賠償金の支払を猶予して「支那ニ対シ多少ノ好感ヲ表スル」とした⁹。イギリスも中国の参戦を条件として戦争終結までの支払猶予とドイツに対する義和団賠償金の免除を認める意思を示した¹⁰。

3月、中国の要求が明確となった。賠償金に関しては、独墮両国に対する債務破棄(全賠償金の20.91%)、協商国側に支払う賠償金の10年間猶予と猶予期間中の無利息を提示して、これを国交断絶の条件とした¹¹。協商国側は国交断絶ではなく宣戦布告を求めたが、その後の協議により、中国が宣戦に至るとの了解のもとで国交断絶のみでも好意的援助を与えることとした¹²。

交渉は中国が8月に宣戦布告に踏み切った後も続き、妥結に至ったのは11月であった。その結果、日本・アメリカ・フランス・イギリス・ベルギー・イタリア・ポルトガルは中国の要求を認めたが、猶予期間は5年に短縮された。また、ロシアが認めた猶予は賠償金の三分の一に限られた¹³。また、猶予期間後の賠償金の扱いに関しては、中国と各国が個別に協議して決めることとした¹⁴。

同じく11月、賠償金総額の28.97%と最大の債権を有するロシアにソビエト政権が誕生し、中国が賠償金を支払う相手であったケレンスキー臨時政府が崩壊した。12月29日に北京で開催された列国公使会議は、中国がソビエト政権に支払うことを禁じ、賠償金は「総テ在上海露亜銀行ニ保管」すべきとした¹⁵。しかし1918年7月、ソビエト政権の外務人民委員チチェーリン(Georgii V. Chicherin, 1872-1936年)は、義和団賠償金の放棄を宣言した。この方針は翌年7月のカラハン宣言でも確認された。中国は、この無条件の賠償金放棄宣言を歓迎し、ソ連と急速に接近する¹⁶。

しかしエレマン(Bruce A. Elleman)の研究によると、ソ連は秘密裏に無条件放棄を反故にしている。これに対して中国は、賠償金の一部を用いて留学制度を構築したアメリカの事例を挙げて、中国人の教育や文化事業に用いてほしいとソ連に要求した¹⁷。その結果、1924年5月31日の「新露華

8 『日本外交文書』(1917年第3冊)257ページ。

9 同上、259ページ。

10 同上、339 - 342ページ。

11 同上、346ページ。

12 同上、217-8ページ。

13 同上、574ページ。

14 同上、566 - 567ページ。

15 同上、582 - 583ページ。

16 See Robert C. North, *Moscow and Chinese Communist, Second Edition* (Stanford University Press, 1963), p.51, Allen S. Whiting, *Soviet Policies in China, 1917-1924* (Columbia University Press, 1953), p.251.

17 Bruce A. Elleman, *Diplomacy and Deception: The Secret History of Sino-Soviet Diplomatic Relations, 1917-1927* (M.E. Sharpe, 1997), pp.145-7.

協定」に賠償金返還が明記され、両国が新設する特別委員会によって賠償金を財源とする文化教育事業が計画されることとなった¹⁸。

実際に文化教育事業に用いられた賠償金は僅かであったが、ソ連の賠償金放棄宣言は、中国にとって猶予期限後の賠償金の在り方を巡る各国との交渉に有利に作用した¹⁹。例えば1922年12月にはイギリスが賠償金の返還を決断し、中英両国に有益な用途に用いるとの条件で中国内の銀行に留めることとした²⁰。1926年10月にはイギリス人6名と中国人5名で構成する賠償金評議会が返還金の用途を協議し、3割を中国農業に関する教育と改善費、3割を教育事業、2.5割を科学研究費、1.5割を医学および公衆衛生の向上に用いると決定した²¹。

1925年6月には、フランスも賠償金残額を教育や慈善事業に用いることとし、具体的な内容は新設の中仏教育基金委員会に委ねられた。その結果、北京中法大学・上海徐家匯の天文堂・リヨン中法学院・上海宸旦大学・中法国立工学院、北京・広東・雲南・貴陽・龍州の中法医院に対する援助、毎年約10名の中国人学生のフランス留学支援が決められた²²。このように、1920年代前半には、各国が賠償金を返還した上で文化教育事業の資金とする動きが続出したのであった。

2. 対支文化事業——日本の文化的使命

第一次大戦中の中国参戦を機に日本も中国に対して義和団賠償金の支払猶予を認めた。さらに日本は、猶予期限が過ぎた1923年3月、賠償金を主たる資金とする「対支文化事業」の創設を決める。そして、この事業を通じて日中両国の精神的融和を目指すのである。

対支文化事業の制度的枠組や実施事業の詳細に関しては、阿部洋や山根幸夫の詳細な研究がある。これらの先行研究に学びつつ、本章では日本が対支文化事業に込めた意図や理念を浮き彫りにすることで日中対立を招く逆説を考えたい。

(1) 欧米の文化教育事業に対する懸念

日本が対支文化事業を創設する動機を考えるにあたり、考慮すべきは第一次世界大戦中に中国で顕在化した反日感情の存在である。1915年の対華21ヶ条要求や1919年の五四運動で見られた反日感情と排日貨ボイコットに対して、日本政府は中国に取締を要請したが効果に乏しかった。そこで、中国の民衆を対象とする文化教育事業を提唱する意見が日本の各界から挙がったのであった²³。

さらに言及すべきは、欧米人の活発な文化教育事業が反日感情の一因とする観察である。例えば1917年5月に中国を訪問した田中義一(1864-1929年)は、欧米人の宗教・文化・教育活動を「政治、

18 平塚益徳『近代支那教育文化史——第三国対支教育活動を中心として』(目黒書店、出版年不明。阿部洋監修『中国近現代教育文献資料集 II 欧米諸国の在華教育事業』(日本図書センター、2005年)408ページ。

19 Bruce A. Elleman, *Diplomacy and Deception*, p.145.

20 『各国ノ団匪賠償金処分問題』(外務省、1925年)1-5ページ。

21 貴志英夫「団匪賠償金の種々相(一)」(『同仁』第5巻第10号、1931年10月)6-10ページ。ただし中英間の文化事業が開始されたのは1931年4月以降であった。五三〇事件や南京・漢口事件などによる英中関係悪化が原因であった。See Heng Teow, *Japanese Cultural Policy toward China, 1918-1931*, pp. 106-111.

22 「フランスの庚子賠償返還金」(『同仁』第10巻第8号、1936年9月)27-28ページ。

23 藤田恒久「近代日本の文化事業が目指した理念——国益の追求か、普遍的価値の創造か」(『多摩大学グローバルスタディーズ学部紀要』第3号、2010年3月)27-38ページ。

経済、殖産、興業等百般の事業に対する利権獲得」を容易たらしめる「支那人心の収攬」と捉えた²⁴。また、「今や新進気鋭の支那青年は、挙って欧米に遊ばんとするの傾向」が見られ、「恐らく今後十年ならざるに、支那青年の思想は著しく欧米化して、各地又日本語を語りて我国情を解するもの其跡を絶つに至らん」と観察している²⁵。つまり、中国人は欧米人の文化教育事業に魅了され、その結果日本に対する文化的親近感を忘却しつつあるとして、これを反日感情の根源と考えたのである。

こうした観察は、日中両国の文化的・精神的紐帯を中国人に想起させるべきとの意見となり、義和団賠償金の猶予期限後の方針を巡る議論にも反映された²⁶。例えば1922年3月、衆議院に「義和団事件賠償金還付ニ関スル建議案」を提出した荒川五郎(1865-1944年)は、「米国ノ故智ニ倣ウテ、義和団事件賠償金ノ内ヨリ之ヲ還付致シテ、之ヲ文化事業ニ投ジ」るべきと主張した²⁷。同じく衆議院に「対支文化事業施設ニ関スル建議案」を提出した一宮房次郎(1884-1948年)は、中国人の反日感情の理由を「支那ニ対シテ精神的ニモ、亦文化ノ上ニモ」貢献していない日本の不作為にあると指摘した。また、欧米人は19世紀初頭より精力的に文化教育事業を実施して中国人の信頼を獲得したとして、中国人は「輕薄ナル国民」であるから賠償金返還や文化事業を行っても日本人に「感謝」しないとする見方を否定した²⁸。

欧米諸国の文化教育事業に対する警戒心は、1923年の「對支文化事業特別會計法設置理由」にも反映された。そこには、1908年にアメリカが賠償金の一部を返還して「對支文化事業殊ニ主トシテ支那学生ノ米国留学奨励ノ資金ニ充テ」たこと、「英国政府亦今回之ヲ同様ノ目的ニ使用セントスルノ意向ヲ有シ居ル」一方で「翻テ帝国ノ對支文化施設ヲ見ルニ、未タ英米等ノ諸国ニ及ハサルコト遠ク」と日本の劣勢を指摘している²⁹。対支文化事業には、欧米に対抗して日本の文化的存在感を回復せんとする動機が込められたのである。

(2) 対支文化事業の枠組み——日本の主導権確保の理由

1923年2月10日、「対支文化事業特別会計法案」が閣議決定され、3月15日の第46回帝国議会で可決された。そして5月5日に「対支文化事務局官制」が公布され、「対支文化事務局」が外務省に設置された。予算は義和団事件賠償金残額の4,470万円に加え、1922年12月に日本が得た膠濟鉄道(済南—青島)等の山東懸案関係補償金2,043万円も充てられた。

対支文化事業の内容としては、「帝国内に於て行ふべき教育、学芸、衛生、救恤其他文化の助長に関する事業」「帝国に在留する支那国民に対して行ふべき前項に掲ぐる事業と同種の事業」「帝国に於て行ふべき支那国に関する學術研究」が定められた³⁰。具体的には、中国人留学生の学費援助、東亜同文書院の留学生教育、中国における教育事業の補助、東京に学ぶ中国人留学生を収容する大

24 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記』上巻(原書房、1981年)685-6ページ。

25 同上、686-7ページ。

26 拙稿「『中国人の心』を巡る国際競争——近代日本の対華文化・宗教進出」(『中国21』第31号、2009年5月)147-172ページ。

27 「第四十五回帝国議会議録 露国政変及西比利亞事變ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律案委員会議録(速記)第四回 大正十一年三月十六日」。

28 東亜同文書院卒、順天時報、盛京時報、大阪朝日新聞北京通信員を経て衆議院議員となる。中外商業新報編輯局編『政治家群像』(千倉書房、1932年)93-96ページ。

29 「對支文化事業特別會計法設置理由」(「大正十二年一月 對支文化事業特別會計法制定ニ関スル件」、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B05015008600、外務省外交資料館)。

30 岡部長景「対支文化事業に就て」(『同仁』第2巻第1号、1928年1月)4-5ページ。

寄宿舎の建設などである。

教育重視の理由は、外務省亜細亜局作成の「団匪賠償金処分案」から窺える。その狙いは、優秀な中国人を日本に留学させて教育を与え、親切に接し、帰国後に朝野の要職に就かせることで、中国人の対日感情を改善して「彼我国民相互ノ諒解ト感情ノ融和」をもたらすことにあった³¹。

阿部洋はこの期待に「『対支』文化事業の体質が見事に露呈されている」と指摘している³²。すなわち、対等かつ相互の交流を前提とする国際交流ではなく、あくまで日本が考える文化教育政策を中国に投影することを企図していたのであり、これによって「支那人ヲシテ真ニ日本ノ文化及実力ヲ了解セシムル」ことが目的であった³³。

この目的は対支文化事業の制度に反映された。「対支文化事業特別会計法案」の閣議決定に先立つ1922年8月、中国は義和団賠償金の支払猶予期間の延長を求めたが日本は応じず、1922年12月より支払再開の義務を負った。日本は、中国を対象とする文化事業に賠償金を用いると中国を説得した。つまり、賠償金を日本の国庫に入れ、対支文化事業特別会計法に基づいて対支文化事業を実施するのである。この枠組は、日本に文化事業の主導権を確保するために考えられたのであり、次章で論じるように、賠償金を中国に返還して文化教育事業の資金とし、事業方針を米中合同で協議するアメリカとは大きく異なる。

日本が主導権に拘る理由は、外務省亜細亜局の「団匪賠償金処分法 参考資料」が指摘している。即ち、他国に倣い文化教育事業を条件に賠償金を返還するならば、中国に主導権を握られ、日本の意思反映が困難となるとの懸念である。また、賠償金を無条件で返還するならば確かに中国人の歓迎を受けるが、その効果は一時的なものに留まり、「時代ノ経過ト共ニ漸次国民ノ脳裡ヲ去リ遂ニ無意味ノ結果ニ終ル」とも指摘している³⁴。

ならば中国が、日本の主導権に反対して賠償金の返還を求めた際にはいかに対応すべきなのか。「団匪賠償金処分法 参考資料」によれば、日本は中国の政情安定と文化事業を自ら遂行する能力の証明を求めるとある。つまり日本が主導権を欲するのは、政情不安で文化事業の遂行能力がない中国に代わって中国の文化開発と中国人の「永遠ノ幸福」に責任を持たんとする意志の表れであり、中国は「真ニ支那ノ幸福」を実現しようとする日本の真意を「感謝」すべきであると指摘しているのである。ここに対支文化事業の背後にある日本の理念が表れている。

(3) 中国ナショナリズムと文化侵略批判

しかし、中国が対支文化事業を「感謝」することはなかった。そもそも対支文化事業が創設された1923年3月の中国では、旅順と大連を巡る激しい日本批判が展開されていた。日本は、旅順と大連の租借権を日露戦争後にロシアから獲得し、さらに悪名高き対華21ヶ条要求によって租借権延長を中国に強いた³⁵。しかし中国の民衆は対華21ヶ条要求の無効を訴え、当初の租借期限である1923年3月26日には北京学生連合会が旅順と大連の返還まで対日経済絶交運動を継続すると決議した。具体的には日本との商業関係断絶、日本に対する中国原料の供給禁止、日本製造品の販売禁

31 「大正一四年 団匪賠償金処分案」(JACAR, Ref.B05015064300)。

32 『「対支文化事業」の研究』194ページ。

33 「大正一四年 団匪賠償金処分案」。

34 「団匪賠償金処分法 参考資料」(「大正十年 大正末期ニ於ケル亜細亜局所管東亞関係懸案要領」、JACAR Ref.B04040295300)。

35 『日本外交文書』(大正12年第2冊)5-6ページ。

止である³⁶。中国政府も対華21カ条要求を「日支親善ノ最大障礙」として租借権の終了を日本に求めた³⁷。

このように日中関係が険悪となっている最中に対支文化事業が創設されたのであり、中国人は侵略で奪った義和団賠償金を用いる文化侵略と捉えた。例えば対支文化事業の一環である中国内の図書館や研究所設立は「日本政府ノ行政権ヲ我領土ニ延長シ我國権ヲ侵害スルモノ」³⁸であり、日本人による中国人教育も侵略に抵抗する意思や能力を奪う奴隷教育であり精神的侵略と非難した³⁹。

日本は、こうした激しい批判に対し、対支文化事業が日本の一方的事業との誤解を与えないために「東方文化事業」と名称を変更した。また、1924年1月には中国側の意見を尊重することを明記した汪・出淵協定を交わし、1925年5月の沈・芳沢交換公文では「東方文化事業総委員会」の設置を決めて中国からも委員を招聘することとした。

しかし1928年5月、居留民保護を名目に日本軍が山東省に出兵し、中国軍と衝突する済南事件が発生した。その直後、東方文化事業総委員会委員長の柯劭忞(1850-1933年)は日本に抗議して辞表を提出した。さらに1929年12月16日、国民政府は東方文化事業総委員会の中国人委員全員を罷免した⁴⁰。12月26日には、駐日公使汪榮寶(1878-1933年)が「民論ニ鑑ミ」た結論として対支文化事業の廃止と義和団賠償金の全面返還を要求し、中国側が主導権を握る文化事業体制への再編を求めた⁴¹。こうして対支文化事業は日中間の争点へと化したのである。

(4) 義和団賠償金を巡る対立

中国の要求は明確であった。1930年6月、汪公使が幣原喜重郎外相(1872-1951年)に示した要求は、1922年12月以降の賠償金を返還すること、返還金は中国政府が設置する「賠償金委員会」が管理し、若干名の日本人委員を招聘すること、用途は実業その他に三分の二を宛て、文化教育事業は三分の一とするというものであった⁴²。

一方、日本の主張も一貫していた。例えば1930年1月17日、賠償金返還を要求する汪公使に対して、在北京臨時公使重光葵(1887-1957年)は「特別会計ニシテ特別法規ヲ以テ議会ヲ通過シ居ル關係上単ニ手續キ問題ヨリ言フモ之ヲ変更スルコト殆ト不可能ニ近シ」と、制度上の理由から反対した⁴³。また、汪公使が亜細亜局長有田八郎(1884-1965年)に対して対支文化事業を「支那ノ国権ヲ侵害ス」と非難した際、有田は「国権侵害ノ問題トハ何等ノ關係ナシト信ス」と反論し、本来ならば日本の金である賠償金を自国のためではなく中国の「教育、学芸、衛生、救恤其ノ他文化ノ助長ニ関スル事業」に費やしているものであり、さらに東方文化事業総委員会には中国人委員も参加しているとして国権侵害は全く「自分等ノ諒解シ得サル処」と激しく応酬したのである⁴⁴。

この論争で明確となるのは、日本から賠償金を取り戻して文化教育事業の主導権を獲得せんとす

36 同上、520-521 ページ。

37 同上、24-26 ページ。

38 阿部洋『「対支文化事業」の研究』225-232 ページ。

39 阿部洋『旧満州における日本の教育事業と教育権回収運動——1920年代前半期を中心に——』（『日中教育文化交流と摩擦』）143 ページ。

40 『「対支文化事業」の研究』451-452 ページ。

41 『日本外交文書』（昭和期Ⅰ第1部第4巻）1046 ページ。

42 同上、1054 ページ。

43 同上、1047 ページ。

44 同上、1049 ページ。

る中国の意志である。中国は、「支那ニ於ケル如何ナル外国ノ事業モ総テ支那ノ『コントロール』ノ下ニ置カサルヘカラサルコト」との方針であるが、「日本ノ文化事業ノミハ日本ノ『コントロール』ノ下」にあることへの不満を明確に日本に突きつけている⁴⁵。

この対立に関し、例えば See Heng Teow は、日本が中国の意見に歩み寄り、後に述べるアメリカと同様に賠償金を文化教育事業に用いるとの条件を付けて返還し、文化教育事業に関しても中国の主導権を認めていたならば、日中両国は文化教育事業の推進に向けて協力できたのではないかと考えている⁴⁶。しかし、既に論じた如く、中国を政情不安で文化事業の能力がないと認識し、その上で中国に代わって日本が責任を担い、「支那人ヲシテ真ニ日本ノ文化及実カヲ了解セシムル」ことが対支文化事業の目的であることを踏まえるならば、主導権の譲渡はあり得なかったといえよう⁴⁷。

(5) 日本の論理

対支文化事業への協力を拒む中国に対し、日本は文化の普遍性を説いた。例えば 1930 年 1 月 23 日、有田亜細亜局長は汪公使に対し「東方文化ノ研究發揚」は「日支共同ノ責任」であり、対支文化事業は「貴我両国ノ政局ヨリ全然独立シテ東方文化事業ヲ遂行」することを望むと伝えている⁴⁸。幣原外相も東洋文化研究は「東方民族当然ノ使命」として「共同責務ヲ有スル」ものであり、文化は「政治外交上ノ見地ヨリ離脱シ」ていることから、たとえ日中両国が政治的に対立していても、中国は対支文化事業の意義と日本の誠意を理解して協力する責任があると主張している⁴⁹。

この論理に従うならば、賠償金の返還を求めて対支文化事業への協力を拒む中国が、政治対立を非政治的であるべき文化領域に持ち込んでいることになり、反省すべきは中国であった。日本が東方文化学院東京・京都両研究所の設立を決めるのもこの論理に従っていた。

1927 年 10 月、東方文化事業総委員会は「東洋文化の研究發揚を目指す」ことを目的に、委員長の柯劭忞を総裁、東京帝国大学教授の服部宇之吉(1867-1939 年)を副総裁とする「北京人文科学研究所」の設置を決めた。しかし済南事件によって中国側が協力を拒み、北京での発足が困難となったため、1928 年 12 月に「支那文化研究の国内設置」を決定して後の東方文化学院東京・京都両研究所となった。服部は、文化事業は政治的対立とは次元の異なる分野であるが、「支那の有力なる学者は日本の学者と異なりて政治関係を有するもの」が多いとして、政局が研究事業の障害とならないために日本国内の研究所設立を求めたと論じている⁵⁰。

政治対立や国境を超える文化とは、日中両国が共有する東洋文化を指していた。例えば文化事業部長坪上貞二(1884-1979 年)は、1929 年 11 月 30 日、中華民国医学学生懇談会で演説した際、中国と日本は「古い文化の共通点」を持つ「即ち同文であり、又同種」であり「共通の文化関係が、此両者の関係を最も緊密ならしむる所の根本的の基礎条件」と語った。そして日本人と中国人が「東邦人としての特色」に目覚めて、共に協力して世界文化への貢献に努力をするならば、「両国の関係の基礎的條件が非常に円滑になる」のであり、日中両国間は「一時的の政策的の問題が如何であらうと解

45 同上、941 ページ。

46 Teow, *Japan's Cultural Policy toward China, 1918-1931*, p. 213.

47 「大正一四年 団匪賠償金処分案」。

48 『日本外交文書』(昭和期 I 第 1 部第 4 卷)、1048-49 ページ。

49 「団匪賠償金返還協定草案ニ関スル件」1930 年 7 月 26 日付「日支共同委員会關係一件 団匪賠償金返還、汪一出淵協定廃止日支委員非公式会見」(JACAR Ref.B05015120600)。

50 阿部洋『「対支文化事業」の研究』466 ページ。

決されぬと云ふやうなことはない」とした⁵¹。

日本と中国が文化を共有しているとの認識は、さらには対支文化事業を文化侵略だとする中国の批判を反駁する根拠ともなった。初代文化事業部長の岡部長景(1884-1970年)は「文科系統を同一にして居る」日本の文化が中国の文化を侵略することは「論理的に矛盾」しており「全く意味をなさぬ」⁵²と論じ、こうした「妄説」を論じる「没理解の人士」と「共に語るを欲しない」と断じている⁵³。

さらには、日本のみが真に中国を理解して中国に貢献できるという論理ともなった。例えば1930年12月24日、汪公使は、賠償金を返還して文化事業の主導権を中国に認めたイギリスとの協定を日本語に訳して坪上に提示した。そして、日本もイギリスの方法を踏襲すべきと求めたのであるが、坪上は「日本ノ東方文化事業ハ文化系統ヲ異ニスル英米ノ対支文化事業ト根本的ニ於テ出発点ヲ異ニス」と主張して日本と欧米の文化事業の同一視を拒んだ⁵⁴。

坪上が「根本的ニ於テ出発点ヲ異ニス」と主張したのは、日本は英米と異なり中国と同文同種であるからである。それゆえ、日本のみが真に中国を理解した上で、中国に貢献する文化事業を実施できるのである⁵⁵。

この考えに従うならば、同文同種関係に基づかない欧米諸国の文化事業は「功利主義的立場」に立脚するものであった⁵⁶。「キリスト教文明を支那に入れ或は鉄道を敷き、水利事業を起し、実業教育を施すといふやうなことは総べて自国の利害本位に基くところの文化政策」であって「純然たる文化の見地」からの事業ではないのであり、自国の進出を中国人が歓迎することを目的とした政策の道具である。坪上はこのように欧米の文化事業を批判する一方で、日本の対支文化事業は「日本と支那とは文化系統に於いて同一圈内にあるといふその意識の下に始められた」のであり、欧米諸国とは異なり文化事業を「卑近な又皮相な政治外交等の道具」としていないと彼我の差異を強調したのである⁵⁷。

このように、対支文化事業には、同文同種である故に中国を理解できる日本が、真に中国の幸福となる文化事業を行えるとの認識が反映されていた。また、国内が分裂して秩序が乱れる中国に代わり日本が主導権を握ることが必要であるという考えに基づいていた。

しかし中国は日本主導の対支文化事業を拒んだ。日中関係の連帯と親善を構築すべき対支文化事業が両国の争点へと化したのである。重光は「文化事業自体ノ為メ両国間ニ不愉快ナル空気ヲ醸成スルカ如キ奇現象」が生じ「一般国交上ニモ不利ナル影響ヲ将来ス」とその矛盾点を突いている。しかし、重光もまた、賠償金の全面返還という「極端」な要求を行う中国に非があるととしてその態度の「根本的変更」が問題解決の処方箋と考えた⁵⁸。

対支文化事業は、日本が自ら抱く文化的使命の実現手段であったが文化的使命を自負するあまりに、中国の要望が第一次大戦中に顕著となった中国人のナショナリズムの反映であることを正視できなかった。この点が次に述べるアメリカとの大きな違いであった。

51 「中華民国視察談 於昭和四年十一月三十日同仁会主催 中華民国医薬学生懇話会」(『同仁』第4巻第1号、1930年1月)18ページ。

52 岡部長景「対支文化事業の使命」(『外交時報』第41号第11号、通号第492号)89ページ。

53 同上、54-56ページ。

54 『日本外交文書』(昭和期I第1部第4巻)1061ページ。

55 同上。

56 同上。

57 坪上貞二「現代支那の教育と東方文化事業」(『支那』第21巻第4号、1930年4月)2-6ページ。

58 『日本外交文書』(昭和期I第1部第4巻)、1058ページ。

2. アメリカ——米中関係改善を目指す文化事業の担い手

本章ではアメリカの対華文化教育事業の性格を考えたい。アメリカも中国ナショナリズムの排外運動に苦しんだ。しかし、アメリカは、中国の混乱を文化事業の遂行能力の欠如と捉えた日本とは異なり、新たな米中関係構築の契機とした。この違いが日米両国の文化教育事業の成否を分けたのである。

(1) 義和団賠償金の第2次返還と「中華教育文化基金董事会」

1924年5月、アメリカ上下両院は、1917年7月以降の賠償金残高約613万ドルを免除し、中国の文化教育事業に充てることを決議した。決議までには紆余屈折があった。例えば1921年に上院は可決したが下院は否決した。第一次大戦中にアメリカに債務を負った国が返済を拒否する悪しき口実となることを恐れたからである⁵⁹。それでも1924年決議が実現したのは、中国側が要望を重ねたことに加えて、賠償金返還を支持した多数のアメリカ人の支えが存在したからである。彼らは長年に渡り中国で教育・文化・宣教活動に従事してきた人達であった。

例えば1924年3月、賠償金問題を討議する下院外交委員会には、武昌文華大学図書館主任ウッド(Miss Mary Wood, 1882-1931)、コロンビア大学ティーチャーズ・カレッジ教授モンロー(Paul Monroe, 1869-1947)、湖南省長沙雅礼医院(The Hsiang-Ya Medical College, Yale-in China)院長ヒューム(Edward H. Hume, 1876-1957)、国際宣教協議会(International Missionary Council)幹事ワーンシュイス(Abbe Livingston Warnshuis, 1877-1958)などが参考人として登壇し、1908年に実施された賠償金の一部返還が米中両国の相互理解や親善関係に貢献したと言及して、残額も中国の教育文化交流に充てるべきと提言した。中国布教に従事する宣教師を親に持つ天津生まれのコロンビア大学教授ポーター(Lucius C. Porter, 1880-1958)は、賠償金の無条件免除さえ訴えた。返還条件を設けるならば、中国人は侮辱されたと感じ、真の友情は構築できないというのが理由であった⁶⁰。

1924年5月に賠償金返還(第2次返還)が可決されると、米中両国は中国人10人・アメリカ人5人の委員が構成する「中華教育文化基金董事会」(The Board of Trustees of the China Foundation for the Promotion of education and Culture、以下「董事会」)の設置を決めた。董事会を構成する中国人委員の比率はアメリカ人より多く設定され、さらに活動の年次報告は中国政府に対してのみ義務付けるなど、中国の主導権を尊重する枠組みとなった。

董事会の初期メンバーには1924年の賠償金返還決議を支えたモンロー、コロンビア大学教授デューイ(John Dewey, 1859-1952)、ロックフェラー財団中国医療局董事グリーン(Roger Greene, 1881-1947)など、中国での文化・教育・宣教事業に長年従事してきた人物が選ばれた。1927年には、燕京大学学長スチュワード(John Leighton Stuart, 1876-1962)が参加する。また中国からは、アメリカ留学経験者の顔惠慶前国務総理(1877-1950年)、施肇基駐米公使(1877-1958年)、顧維鈞前外交総長(1888-1985年)らが参加した。また董事長には北京政府の教育総長を歴任した範源濂北京師範大学学長(1874-1927年)が就いた。

59 Tsui-hua Yang, *Patronage of Science: The China Foundation for the Promotion of Education and Culture*, Monograph Series No. 65., Institute of Modern History, Academia Sinica, 1991, p.8.

60 68. U.S. Congress, Representatives, Committee on Foreign Affairs, *To Provide for the Remission of Further Payments of the Annual Installments of the Chinese Indemnity: Hearings before the Committee on Foreign Affairs*, 1st sess., March 21 and April 1-2, 1924.

董事会で決められた事業方針も中国側の意見が強く反映された。例えば1908年の第1次返還では、用途が清華学堂の設置運営と中国人のアメリカ留学に限定されたが、これに対して研究機関の不備や資金の枯渇に悩む中国国内の大学が不満を抱いたこと、アメリカ留学は中国人としての自覚に乏しい「不中不西」の人材を育てたとの批判などである⁶¹。これらを受け、董事会は第2次返還の用途を中国国内の教育発展を支える援助とした。例えば国立師範学校や師範大学で5分野(物理学、化学、動物学、植物学、教育心理学)の科学教育講座の設置と教授招聘費用、小中学校の理科教育改善に向けた教員研修会、理科実験設備の充実に向けた補助金などである⁶²。

つまり、本事業の主眼は、中国人を主体とし、中国内の教育水準を高める点にあった。換言すれば、第一次返還のように全面的にアメリカのプレゼンスを提示することを避けたといえよう。

中国の意向を尊重したのは、外国の文化教育事業に対する中国世論の厳しい眼差しに配慮したからである。さらには、対等かつ平等な米中関係を構築せんとするアメリカ側の意思が認められる。以下では、中国との文化教育事業に関与するアメリカ人が、中国ナショナリズムを契機として従来の中国認識を改め、対等かつ平等な米中関係を構築せんと志向する姿を描写することで1920年代の対中文化教育事業を形成した思想的背景を明らかにしたい。

(2) 反キリスト教運動と教育権回収運動

董事会設立前後の中国では反帝国主義や国権回復運動を求めるナショナリズムが高潮し、欧米の文化教育事業は反キリスト教運動と教育権回収運動に直面することとなる。反キリスト教運動とは、民主主義と科学精神に基づく新文化運動を標榜する『新青年』が1915年に創刊され、中国の知識人や学生が旧来の思想・文化・宗教を非科学的で進歩を阻害すると批判する中で活発となった。そして次第に学術論争から中国ナショナリズムと結びついた⁶³。

例えば、世界キリスト教学生同盟(The World Student Christian Federation, WSCF)が1922年4月に清華大学で大会を決定すると、これに反対する学生が非基督教学生同盟を結成した⁶⁴。そして、キリスト教や教会を欧米列強が非西洋世界を侵略する「先鋒隊」であり「歴史上幾多の罪悪を造つて来た」と主張した⁶⁵。非基督教学生同盟の第1回大会で演説した蔡元培(1867-1940年)は、宣教師が授ける教育は「個人の精神界に侵略を企つるもの」として禁止を訴えた⁶⁶。これを機に各地で反キリスト教運動が広がり、ミッション系学校では中国人学生の一斉退学が頻発した。

反キリスト教運動はまた教育権回収運動と結びついた。これは、本国の法律に基づいていたため一種の「租界」であった外国人経営の教育施設に対して、中国政府が自らの教育行政の管轄下に置かんとする動きである⁶⁷。

反キリスト教運動や教育権回収運動の論理は、当時の著名な教育史家舒新城(1893-1960年)が示している。舒新城によれば、欧米諸国は侵略で獲得した布教権を利用して宣教師を送り込み、教育

61 安部洋「義和団賠償金によるアメリカの対華文化事業」(『米中教育交流の軌跡』)165-167ページ。

62 “The China Foundation for the Promotion of Education and Culture: First Report” (Peking, March 1, 1926), pp. 23-26.

63 山本澄子『中国キリスト教史研究——プロテスタントの「土着化」を中心として』(東京大学出版会、1972年)、佐藤尚子『米中教育交流史研究序説——中国ミッションスクールの研究——』(龍溪書舎、1990年)98ページ。

64 溝口靖夫『東洋文化史上の基督教』(理想社出版部、1941年)438ページ。

65 長野朗『支那の反帝国主義運動』(行地社出版部、1927年)13-19ページ。

66 同上。

67 大塚豊「戦時下中国における欧米系大学」(阿部洋編『日中教育文化交流と摩擦』)379ページ。

や慈善事業で中国人を懐柔する精神侵略を行ってきたのであり、欧米人設立の学校は中国人に劣等感を与え、侵略に対する抵抗心を奪ってきた⁶⁸。欧米留学に関しても、欧米を賛美する一方で祖国を軽蔑する中国人を養成してきたとみなし、放置すれば中国が消滅すると非難している⁶⁹。

このように欧米の文化教育事業を非難する風潮は、1925年5月15日、上海で日本人が中国人労働者を射殺したことに端を発した五・三〇事件で一段と過激となった。30日に上海南洋大学の学生ら約2,000人が上海共同租界で「租界の回収」「上海人の上海」「帝国主義打倒」を訴えると、イギリス警官は学生約100名を投獄し、釈放を求める中国人群衆に発砲して死者10名・重傷15名が発生した。全国で抗議デモが発生したが、江蘇省鎮江、漢口、広州、重慶、南京ではデモ鎮圧で死傷者を出した。6月23日には、打倒帝国主義、領事裁判権解消、一切の不平等条約解消と五・三〇事件の犠牲者に対する補償を求めた6万人がデモ行進を行った広州沙基では、英仏軍が機関銃を掃射して死者52名負傷者170名を出した⁷⁰。

これらの結果、中国の反帝国主義運動は一段と過激となり、外国人経営の学校では中国人学生の一斉退学や授業ボイコットが全国で発生し、外国人宣教師の殺害や教会・学校等の破壊や略奪が発生した⁷¹。その結果、外国人宣教師や教師は退避を余儀なくされ、多くの学校が休校に追い込まれた⁷²。

(3) 文化教育事業者の中国再認識論

排外的な動向を伴う中国ナショナリズムに対して、アメリカはいかに対応したのであろうか。1924年2月、国務省極東部長マクマリー(John Van Antwerp MacMurray, 1881-1960)は、北米外国伝道局(The Foreign Missions Conference of North America)の代表団の訪問を受けた。マクマリーは、在華宣教師の生命保護のために軍隊派遣を要請すると予想していたが、北米伝道局は中国布教に必要なのは中国人との信頼関係構築であり、そのためには不平等条約を改正して中国を対等に扱うべきと要請した⁷³。1925年7月、五三〇事件の混乱の中で駐華公使として北京に着任したマクマリーは、やはり不平等条約廃止を主張する多くの宣教師に触れた。

マクマリーは、アメリカが自主的に不平等条約を掲げるならば、中国人は排外運動が勝利したと解釈して一層の譲歩を求めると危惧した⁷⁴。また、例えば漢口アメリカ商工会議所がアメリカの商業利益を犠牲にすると反対したように、産業界も不平等条約の維持を主張した⁷⁵。

しかし、経済・商業関係は当時の米中関係の主軸とはいえない。1925年に中国に居住する約9,800人のアメリカ人のおよそ半数は宣教師やキリスト教に関連していたのであり、アメリカの対華投資額は経済・商業部門が6,900万ドルであったのに対し、教団・教育関連は15,000万ドルと2

68 舒新城、阿部洋訳『中国教育近代化論』(明治図書、1972年)80-84ページ。

69 『教育雑誌』(第17巻第4号、1925年)。舒新城『收回教育権運動』(上海、中華書局、1927年)。

70 菊池貴晴『増補 中国民族運動の基本構造』249-252ページ。

71 佐藤尚子『米中教育交流史研究序説』81ページ。

72 同上、92-94ページ。

73 Paul A. Varg, *Missionaries, Chinese, and diplomats: the American Protestant Missionary Movement in China, 1890-1952* (Princeton University Press, 1958), p. 195.

74 *Ibid.*, pp.200-201.

75 Dorothy Borg, *American Policy and the Chinese Revolution, 1925-1928* (New York: American Institute of Pacific Relations and the Macmillan, 1947), p. 485.

倍以上であった⁷⁶。つまり中国の文化教育事業に携わるアメリカ人は米中関係の中心であった。その彼らがアメリカの対中関与を再考し始めたのである。

例えば中国布教にとって、治外法権は不可欠であった⁷⁷。しかし、治外法権は中国人の心を傷つけ、欧米人に対する敵愾心を煽り、ひいては布教を妨害する状況が表れたのである⁷⁸。中国人の排外運動は列強から対等に扱われていないことに対する抗議であり、その象徴が不平等条約であるならば、条約改正を率先して平等な米中関係を構築することが文化教育事業の発展に不可欠と考えられるに至ったのである⁷⁹。

1925年9月17日から3日間、メリーランド州ボルチモアのジョンズ・ホプキンズ大学で開催された「米中関係に関する会議(Conference on American Relations with China)」(以下「ボルティモア会議」)では、アメリカの中国認識を再形成する転機となった。この会議は、五・三〇事件を受けて中国の最新事情を意見交換することを目的に、商業団体や宣教師、教育関係者、外交当局者が非公式に議論する場であった。

本会議の冒頭では、董事会委員の駐米公使施肇基と南京東南大学(1949年に南京大学)学長郭秉文(1879年-1969年)が演説した。施肇基は、不平等条約が中国人を苦しめ、中国の混乱を招く元凶と指摘し、中国民衆が制御不能となって対外関係を混乱させないためにも条約改正が必要と訴えた⁸⁰。この意見に多くのアメリカ人は共感を示した。例えばメソヂスト監督協会(Methodist Episcopal Church) ディッフENDORFER(Ralph E. Diffendorfer, 1879-1951)は、アメリカは率先して治外法権を廃止すべきであり、中国の布教活動には治外法権が必要と考える宣教師は中国布教を断念すべきと論じた。アメリカン・ボード(American Board of Commissioners for Foreign Mission, ABCFM)のストロング(William E. Strong, 1860-1934)も、宣教師を帝国主義の擁護者と非難する中国人の考えに真正面から向き合うべきとした⁸¹。

アメリカ側の意見を牽引した一人に1927年に董事会委員に就任するスチュワード(John Leighton Stuart, 1876-1962)がいた。彼は長年の経験から中国事情に精通していた。長老派宣教師の両親のもとで杭州に生まれ、一時帰国後の1904年に再び中国に渡り、南京金陵神学院(Nanjing Theological School)司教を務めた。1919年に米メソヂスト監督教会が設置した匯文大学(Peking University)が他の三校と合併して燕京大学が創設されると、スチュワードはその初代学長に就任した。

五・三〇事件が発生した時、スチュワードは燕京大学学長であった。彼は学生に発砲したイギリスを批判し、大学教員の総意をまとめた。その内容は、外国人の態度が中国人の排外主義の原因であるとして、在華外国人には中国の生活様式に馴染む努力を求め、列強諸国に不平等条約の改正を求めるものであった⁸²。6月、中国政府が治外法権廃止を訴えると、諸列強は外国人の生命財産を保

76 Dorothy Borg, *American Policy and the Chinese Revolution, 1925-1928*, p.68.

77 Stuart Creighton Miller, "Ends and Means: Missionary Justification of Force in Nineteenth Century China", in John K. Fairbank ed., *The Missionary Enterprise in China and America* (Harvard University Press, 1974), pp. 249-252.

78 Paul A. Varg, *Missionaries, Chinese, and diplomats*, p. 194.

79 吉田寅「中国」(『アジア・キリスト教の歴史』日本基督教団出版局、1991年)165ページ。

80 *American Relations with China: A Report of the Conference held at Johns Hopkins University, September 17-20, 1925* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1925), p.7.

81 Dorothy Borg, *American Policy and the Chinese Revolution*, pp. 87-88.

82 Yu-Ming Shaw, *An American Missionary in China: John Leighton Stuart and Chinese-American Relations* (Council on East Asian Studies, Harvard University, distributed by Harvard University Press, 1992), 93 - 94.

障する法秩序の不在を理由に却下したが、スチュワートは、列強が中国を対等に扱わない限り、中国人は憤慨して自ら法秩序を改革しないと主張している⁸³。

スチュワートは、ボルティモア会議でも同様の主張を展開した。そして、社会秩序に責任を持つ政治主体の不在を理由として、治外法権を維持すべきとする意見に対して、国権回収と不平等条約の解消を訴える「中国人の世論」こそが中国の正統政府であると論じ、さらには中国は民主主義に向かっているとさえ主張した。また、中国人を無知蒙昧な民族と考えるのは間違いとして、西洋人の白人至上主義・帝国主義的な態度を改めるべきと訴え、アメリカ政府には条約改正を求めた⁸⁴。

(4) 「ポーター決議案」

1927年1月4日、アメリカ議会下院外交委員会に「ポーター決議案」が提出された。この名称は下院外交委員会委員長である共和党下院議員ポーター(Stephan G. Porter, 1869-1930)の名から付けられた。その目的は中国との条約改正であり、治外法権と関税自主権の修正協議を即座に開始し、平等かつ相互主義的に基づく米中関係の構築を求めるものであった⁸⁵。

決議案の公聴会には、董事会委員をはじめ、第2次返還に貢献した人物や、中国の文化教育事業に長年従事してきた人物が参加した。例えば1900年から20年間、廈門で布教活動に従事したワーンシュイスである。1924年の第2次返還を訴えた一人であり、公聴会では中国の政治・社会・産業、そして中国人の精神面や知識にも大きな変化が見られると論じ、アメリカ人の対中認識を改める必要性を指摘した。また、五・三〇事件の排外運動で外国人宣教師が中国撤退を余儀されたことに関しては、「中国人宣教師が自らの任務に責任を持ち、中国人によるキリスト教発展の契機を作った」と肯定的に捉えた⁸⁶。

董事会委員のロックフェラー財団中国医療局董事グリーンも参考人として出席した⁸⁷。幼少時に宣教師の父と日本に住み、アジアへの関心から外交官となったグリーンは、漢口総領事として辛亥革命に遭遇した。そして、革命の混乱に乗じて自国民の生命財産保護を理由に租界の拡張を図る西洋列強の姿を直視し、他国の犠牲の上に自国権益の拡大を目指す外交官の任務に疑問を抱いた⁸⁸。この時、ロックフェラー財団に所属する兄ジェローム(Jerome Davis Greene, 1874-1959)から父の人的貢献を継ぐべきと説得され、1914年にロックフェラー財団に入る。そして中国の医療教育事情を視察し、ロックフェラーの協和医学校及び附属病院の創設に貢献、北京協和医学校の校長代理を務めるなど1935年まで中国に滞在した⁸⁹。

83 *New York Times* (September 5, 1925).

84 *Ibid.*, pp.36-40.

85 *Ibid.*, pp.242-246.

86 A.L. Warnshuis, "Christian Missions and the Situation in China," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 132 (July 1927), pp. 81-82.

87 グリーンの父である会衆派宣教師ダニエル・グリーン(Daniel C. Greene, 1843-1913)は、1869年、アメリカン・ボードの一員としてキリスト教禁令下の日本で布教を始め、1874年から1880年まで横浜に滞在し、その後は同志社大学で教鞭を取った。茂義樹『明治初期神戸伝道とD.C.グリーン』(新教出版社、1986年)。

88 Warren Cohen, *The Chinese Connection: Roger S. Greene, Thomas W. Lamont, George E. Sokolsky and American-East Asian Relations* (Columbia University Press, 1978), p25. Waldo Heinrich, "Bureaucracy and Professionalism in the Development of American Carrier Diplomats," in John Braeman, ed., *Twentieth-Century American Foreign Policy* (Ohio State University Press, 1971).

89 Warren Cohen, *The Chinese Connection*, p. 30.

公聴会でグリーンは、中国人が一致団結して治外法権の廃止と関税自主権の回復を欲しているとして、アメリカが不平等条約に固執するならばさらなる犠牲が強いられると論じた。また、不平等条約の撤廃が直ちに中国の排外感情を沈静化させることは困難ではあるが、思慮深い中国人は理解してくれるであろうし、理性的な指導者の立場を強化するとして米中関係を好転させると語った。

やはり董事会委員であるコロンビア大学ティーチャーズカレッジ教授モンローも公聴会の参考人として発言した。彼は、現在の中国の混乱を招いている中国人の指導者の多くは、かつてはアメリカで学び、また自ら親しく交流を重ねた教育者や学生であると述べた⁹⁰。

モンローは中国人教育と中国教育制度の近代化に絶大な影響を与えた第一人者であった。1913年の訪問を機に中国の教育改革に取り組み、1921年9月から2ヶ月間の訪問時には各地の教育機関を視察して活発に講演を行った。この時に随行した中国人の多くはコロンビア大学に留学した門下生であった。そして、新たな米中関係を構築するためにはアメリカ人が中国人理解への努力を怠ってきたことを反省すべきと訴えたのである。

1854年から1953年の100年間でアメリカの大学を卒業した中国人留学生は総数20,906人であり、そのうち教育学専攻者943人の51.7パーセント(488名)はティーチャーズ・カレッジに学んだ。つまり、アメリカ留学を経て教育や教育行政に就く中国人の多くはモンローの薫陶を受けたといえる。またモンローは、1923年にティーチャーズ・カレッジ内にロックフェラー財団の援助で研究所を開設し、外国人留学生や研究者の指導、海外の教育理論の研究、外国政府の要請に基づく教育上の指導援助を行った。開設15年間で受け入れた外国人留学生は3,852人であり、このうち中国人は565名とカナダ人に次ぐ2番目の規模であった⁹¹。モンローの中国教育への貢献はこうした数字からも窺える。

1928年、モンローは中国に関する著書を刊行した。それは、中国が19世紀前半から受けた屈辱の歴史を克服して諸外国と対等の地位を獲得すべく苦闘していること、新しい舞台に向かおうとする中国の苦悩を理解すべきと訴える内容であった⁹²。本書の序文は施肇基が寄稿し、外国事情の伝達が非常に困難で作業であること、特に異なる文明世界の国に関しては事実の解釈にも誤解や齟齬が生じるが、モンローの書は中国実情を正しく描写していると称賛している⁹³。モンローと施肇基は共に董事会の委員として文化教育事業を推進したのみならず、アメリカ人の中国認識を改めさせて対等な米中関係を構築する目的に向けても共闘したといえよう。

ヒュームも第2次返還を強く主張した一人である。公聴会でヒュームは、現在の中国を激動の渦に巻き込んでいるナショナリズムは、かつては清国政府を倒し、今では中国と西洋の関係を転覆させる力となっていると論じ、欧米諸国が不平等条約を改正しないならば、中国には欧米人の居場所がなくなると警告している。

ヒュームは、宣教師の両親が活躍していたインドで生まれイェール大学、ジョンズ・ホプキンズ大学医学校卒業後、再びインドを経て1905年に長沙の雅礼協会に参画した⁹⁴。雅礼協会は、1900

90 “Revision of Treaties with China,” (69th Congress, 2nd. Session, House of Representatives Report No. 1891, January 28, 1927), p.3.

91 『「対支文化事業」の研究』988-1025 ページ。

92 Paul Monroe, *China: A Nation in Evolution* (N.Y.: The Macmillan, 1928), p.432.

93 *Ibid.*, p.1-2.

94 “Edward Hume: Yale for China,” in Jonathan D. Spence, *To Change China: Western Advisers in China, 1620-1960* (Boston: Little Brown, 1969), p. 164.

年の義和団事件で命を落としたイエール大学卒業生の宣教師ピトキン(Horace Tracy Pitkin, 1869-1900)の遺志を継ぐべく、伝道の拠点としてイエール外国伝教団(Yale Foreign Missionary Society)が1901年に湖南省長沙に設立した⁹⁵。ヒュームが加わると、病院と医学校が設けられた。中国伝道には中国人の信頼獲得が必須であり、西洋医学はその手段であった。しかし、例えば両手で脈を測る中国人医師と異なりアメリカ人医師は片手で脈を取る。ヒュームはこうした些細な診察方法の違いが中国人に不信感を抱かせていると知ると、中国の伝統医学を学んでその方法を導入する努力を惜しまなかった⁹⁶。

1924年、ヒュームは雅礼協会の責任者の座に就いた。この時、既に反キリスト教運動や教育権回収運動が激しくなっており、翌年に五・三〇事件が勃発すると、雅礼協会の学生も他の中国人から外国人の奴隷に成り下がったと非難されることを恐れて他の学生と隊列を組み、抗議デモに参加した。外国人宣教師に威嚇発砲する中国人兵士や、星条旗に対する侮辱行為、教会の略奪が相次ぎ、白人女性は道で唾を吐き掛けられた。また学生の中には義和団が排外運動の先駆者と称賛する声も挙がった。

こうした排外感情の中でもヒュームは中国人の信頼を得る努力を惜しまなかった。しかしイエール大学から派遣されてくる教員や職員、看護師は中国理解に乏しく、その努力も欠けているとして、「中国人に歓迎されない外国人が、中国に貢献できるはずはない。我々はここでは部外者である」と主張した。しかし、神経衰弱を患い、1926年に帰国した⁹⁷。

このように、長年中国で文化教育事業に従事し、中国ナショナリズムが吹き荒れて激しい排外感情が外国人を襲う中、中国人の信頼を得ようと苦闘した人物達の支持によってポーター決議案は可決された。対等な米中関係を目指す本決議は、文化教育事業を率いたアメリカ人の意見の反映である⁹⁸。そして、董事会もここで見た意見の持ち主が形成したことを踏まえるならば、中国がアメリカの文化教育事業を歓迎した理由が自ずと見えてくるであろう。

おわりに

1920年代に見られた日本とアメリカの対中国文化教育事業は中国から対極の評価を得た。日本が推進した対支文化事業は、日本が自ら自負する文化的使命の実現を目指した。その使命とは、同文同種であるがゆえに中国を真に理解することが可能であるとの前提に立ち、政治的に分裂している中国に代わって中国と東洋文化の発展に貢献することであった。この使命感が文化事業主導権を中国に譲らない理由であった。しかし、この使命感こそが中国ナショナリズムを直視する柔軟な態度を日本から奪う原因となった。

アメリカは、政治混乱と反帝国主義・国権回収運動を駆り立てたナショナリズムに接して、自らの中国認識を変え、米中関係の対等化を目指した。この新思考の先頭に立ったのが、激しい排外感情の矛先に自ら立ち、中国人の信頼を得ようと苦闘した経験を持つ文化教育事業の従事者であった。

95 Nat Brandt, *Massacre in Shansi* (Syracuse University Press, 1994).

96 Edward H. Hume, *The Chinese Way in Medicine* (The Johns Hopkins Press, 1940).

97 "Edward Hume: Yale for China," pp.164-168.

98 "Revision of Treaties with China," p.11.

この1920年代の日米それぞれの試みの中でも特に指摘すべきは、自らが描く使命感によって相手国を直視する目を曇らせた日本の経験であろう。この経験は、他国を正しく認識し、相互信頼を構築した上で、自国との関係を発展させることがいかに困難であるかを我々に教えている。しかし、この難題に挑戦することなくして国際文化交流や文化外交の成功も困難であることが、1920年代の日米の取り組みから窺えるのである。

